

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 結核予防法による医療機関の指定 (健康対策課)
  - 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (〃)
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定 (〃)
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (〃)
  - 保険医療機関の指定 (保険課)
  - 土地改良区の役員の就退任 (三件) (農村整備課)
  - 土地改良事業計画の変更の認可 (〃)
  - 土地改良事業の工事の完了 (〃)
  - 保安林の指定の解除予定 (森林保全課)
  - 基本測量の実施 (管理課)
  - 一般国道の区域の変更 (道路課)
- ◇ 選 管 告 示
  - 政治団体の設立の届出
  - 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
  - 政治団体の解散の届出
  - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
  - 資金管理団体の届出

## 告 示

### 鳥取県告示第七百五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉二丁目六五三	平成七年四月五日
鳥取市立病院	鳥取市の場六一	平成七年四月二十四日
溝口中央病院	日野郡溝口町長山一五二一	平成七年八月一日
森広眼科	倉吉市上井町二丁目一五六四	平成七年二月七日
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目一〇一六	平成七年三月二十日
岡田内科クリニック	鳥取市宮長三三〇一七	平成七年四月十七日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一八	平成七年四月二十五日
こどもクリニックかさぎ	米子市中町七六一二	平成七年四月二十七日
森医院	西伯郡西伯町大字福成一〇三二七	平成七年五月一日
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一〇	〃
おおたか診療所	米子市尾高二七四〇一	平成七年五月十八日

細川内科・胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六一一	平成七年七月六日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三三七七〇	平成七年八月一日
水本クリニク	鳥取市徳尾四〇五一一一	〃
医療法人 かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	〃
医療法人社団 横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一一	〃
北浜歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目三	平成七年四月十四日
潤齒科医院	鳥取市栄町二〇七	平成七年六月十五日
戸崎齒科医院	鳥取市桂木二四四	平成七年九月四日
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	平成七年三月十五日
コスモス薬局	米子市尾高二七七五一一	平成七年四月一日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成七年四月二十七日
有限会社アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	平成七年四月二十八日
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇三三二二	平成七年六月七日
ヘルスプラザ薬局	東伯郡三朝町大字大瀬一〇八九一五	平成七年七月六日
鳥取県済生会 訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町四四	平成七年四月十七日

鳥取県告示第七百六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したため、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉町一丁目六五三	平成七年三月三十一日
鳥取市立病院	鳥取市幸町七一	平成七年四月七日
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一〇	平成七年四月三十日
森医院	西伯郡西伯町大字福成九八五	〃
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三三七七〇	平成七年七月三十一日
水本クリニク	鳥取市徳尾四〇五一一一	〃
かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	〃
横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一一	〃
アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	平成七年三月二十八日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成七年四月二十六日
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町一〇三三三	平成七年五月三十一日

鳥取県告示第七百七号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
溝口中病院	日野郡溝口町長山一五二一一	平成七年八月一日

医療法人社団今井歯科医院	米子市上後藤四丁目一四一九	平成七年七月二十日
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七―四	平成七年八月一日
医療法人恵聡会	鳥取市青葉町二丁目一〇五	平成七年九月一日
戸崎歯科医院	鳥取市桂木二四四	平成七年九月四日
せいきょう訪問看護ステーションすずらん	鳥取市西品治八〇六	平成七年八月一日

鳥取県告示第七百八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
篠原病院	日野郡溝口町長山二五二―一	平成七年七月三十一日

鳥取県告示第七百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日立金属米里診療所	鳥取市南栄町七〇―二	平成七年十月一日
日立金属岩倉診療所	鳥取市岩倉一〇二	〃
田本歯科クリニック	米子市旗ヶ崎二丁目六一―一八	〃
堀内医院	鳥取市湖山町南一丁目六二三	平成七年十月十六日
橋本歯科医院	岩美郡国府町新通り三丁目三四八―一	平成七年十月二十日
谷尾歯科医院	八頭郡郡家町大字郡家五九〇―一八	〃
渡辺内科医院	米子市上福原一八三九―一六	平成七年十月二十三日
豊田医院	倉吉市東町三五―一八	平成七年十月二十五日

鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 吉田 達 男 岩美郡岩美町大字太田一六九
- 〃 竹内 肇 岩美郡岩美町大字岩常五三六

〃	日下部 武志	岩美郡岩美町大字太田一二七
〃	橋本 淳	岩美郡岩美町大字院内二四九
〃	池口 久男	岩美郡岩美町大字本庄四七八―一
〃	山本 頼藏	岩美郡岩美町大字院内四一一
〃	小川 昇	岩美郡岩美町大字本庄四九六
〃	福美 博至	岩美郡岩美町大字太田一七九
〃	八田 秀太郎	岩美郡岩美町大字河崎三六
〃	橋本 昭徳	岩美郡岩美町大字河崎一七九
〃	松浦 鐵雄	岩美郡岩美町大字河崎三九
〃	田口 武二	岩美郡岩美町大字岩常二七二
〃	出井 祥雄	岩美郡岩美町大字岩常五四八
〃	田淵 幸孝	岩美郡岩美町大字岩常五七一
〃	奥田 仁	岩美郡岩美町大字高住一九〇
〃	田中 忠行	岩美郡岩美町大字高住四〇六
〃	安田 弘文	岩美郡岩美町大字高住二〇二
〃	岸本 武政	岩美郡岩美町大字長郷一二七―一
〃	田中 勇	岩美郡岩美町大字長郷一四六
〃	鈴木 竹志	岩美郡岩美町大字院内四二九―五
〃	北村 巽	岩美郡岩美町大字荒金二六六
〃	北村 哲	岩美郡岩美町大字荒金三六五
〃	北村 英雄	岩美郡岩美町大字荒金二一六
〃	鶴木 武夫	岩美郡岩美町大字本庄四八四―二
〃	辻 明玄	岩美郡岩美町大字岩常四七六
〃	上山 英行	岩美郡岩美町大字長郷一四九

就任した役員の名及び住所

平成七年三月二十四日退任

〃	理事 吉田 達男	岩美郡岩美町大字太田一六九
〃	竹内 肇	岩美郡岩美町大字岩常五三六
〃	日下部 武志	岩美郡岩美町大字太田一二七
〃	橋本 淳	岩美郡岩美町大字院内二四九
〃	福美 博至	岩美郡岩美町大字太田一七九
〃	山本 頼藏	岩美郡岩美町大字院内四一一
〃	小川 昇	岩美郡岩美町大字本庄四九六
〃	楠田 理	岩美郡岩美町大字本庄五〇三
〃	松浦 鐵雄	岩美郡岩美町大字河崎三九
〃	橋本 昭徳	岩美郡岩美町大字河崎一七九
〃	福田 康敬	岩美郡岩美町大字河崎二二
〃	出井 祥雄	岩美郡岩美町大字岩常五四八
〃	田淵 幸孝	岩美郡岩美町大字岩常五七一
〃	田口 武二	岩美郡岩美町大字岩常二七二
〃	山下 徳清	岩美郡岩美町大字岩常七〇九―二
〃	岸本 武政	岩美郡岩美町大字長郷一二七―一
〃	田中 勇	岩美郡岩美町大字長郷一四六
〃	鈴木 竹志	岩美郡岩美町大字院内四二九―五
〃	神谷 博文	岩美郡岩美町大字院内二六二
〃	北村 英雄	岩美郡岩美町大字荒金二一六
〃	北村 巽	岩美郡岩美町大字荒金二六六
〃	北村 哲	岩美郡岩美町大字荒金三六五
〃	加納 淑郎	岩美郡岩美町大字荒金四二三
〃	鶴木 武夫	岩美郡岩美町大字本庄四八四―二
〃	辻 明玄	岩美郡岩美町大字岩常四七六
〃	上山 英行	岩美郡岩美町大字長郷一四九

平成七年三月二十五日就任

任期四年

鳥取県告示第七百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、  
同条第十七項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 大森 博 岩美郡岩美町大字馬場一一三
  - 〃 山下 節 岩美郡岩美町大字相山七七
  - 〃 山口 哲 岩美郡岩美町大字真名八三一一
  - 〃 土橋 輝美 岩美郡岩美町大字岩井四九三一一
  - 〃 中島 武雄 岩美郡岩美町大字岩井五七四
  - 〃 難波 昭雄 岩美郡岩美町大字真名七一
  - 〃 山根 崔 幹 岩美郡岩美町大字長谷七五八
  - 〃 中村 勲 岩美郡岩美町大字長谷八〇九
  - 〃 賀山 勲 岩美郡岩美町大字白地三一六
  - 〃 田中 利己 岩美郡岩美町大字白地三一一
  - 〃 小林 太郎 岩美郡岩美町大字馬場二五二一一
  - 〃 大森 彰 稔 岩美郡岩美町大字馬場八五
  - 監事 岡崎 隆夫 岩美郡岩美町大字白地四八三
  - 〃 高垣 好二 岩美郡岩美町大字長谷七〇〇
  - 〃 小椋 幹雄 岩美郡岩美町大字岩井六三七
- 平成七年三月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 大森 博 岩美郡岩美町大字馬場一一三
  - 〃 中村 勲 岩美郡岩美町大字長谷八〇九
  - 〃 山口 哲 岩美郡岩美町大字真名八三一一
  - 〃 田中 利己 岩美郡岩美町大字白地三一一
  - 〃 土橋 輝美 岩美郡岩美町大字岩井四九三一一
  - 〃 高見 穆男 岩美郡岩美町大字岩井六〇八
  - 〃 難波 昭雄 岩美郡岩美町大字真名七一
  - 〃 山根 崔 幹 岩美郡岩美町大字長谷七五八
  - 〃 賀山 勲 岩美郡岩美町大字白地三一六
  - 〃 小林 太郎 岩美郡岩美町大字馬場二五二一一
  - 〃 谷口 良雄 岩美郡岩美町大字相山三九
  - 〃 橋本 勝友 岩美郡岩美町大字馬場一一二
  - 監事 谷本 正直 岩美郡岩美町大字白地五五五一一
  - 〃 高垣 好二 岩美郡岩美町大字長谷七〇〇
  - 〃 小椋 幹雄 岩美郡岩美町大字岩井六三七
- 平成七年三月二十九日就任 任期四年

鳥取県告示第七百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり小田南部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、  
同条第十七項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	太田 政美	岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
〃	瀧山 幸栄	岩美郡岩美町大字小田一六八―二
〃	亀井 晴美	岩美郡岩美町大字黒谷二九―三
〃	神谷 修三	岩美郡岩美町大字院内二四七
〃	瀧山 昌男	岩美郡岩美町大字小田一八八
〃	瀧山 敏春	岩美郡岩美町大字小田一八〇―一
〃	丸山 一司	岩美郡岩美町大字小田一八六
〃	丸山 道一	岩美郡岩美町大字外邑二二九―一
〃	米山 登	岩美郡岩美町大字外邑二八一
〃	米山 薫	岩美郡岩美町大字外邑七八
〃	中土井 幸太郎	岩美郡岩美町大字延興寺一二五
〃	太田 弘道	岩美郡岩美町大字延興寺一六
〃	田中 武清	岩美郡岩美町大字延興寺三四五
〃	森田 雄三	岩美郡岩美町大字池谷二四九
〃	田中 久雄	岩美郡岩美町大字池谷三二二
〃	森田 和邦	岩美郡岩美町大字池谷一九四
〃	亀井 敬	岩美郡岩美町大字黒谷五八―六
〃	亀井 吉明	岩美郡岩美町大字黒谷三三―二
〃	神谷 彰	岩美郡岩美町大字院内二三五
〃	山本 勝美	岩美郡岩美町大字院内二六一
〃	上山 豊	岩美郡岩美町大字長郷一四七
〃	羽津川 省吾	岩美郡岩美町大字外邑二七一
〃	田中 重徳	岩美郡岩美町大字池谷六三
〃	飯野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷一〇三

平成七年三月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	太田 政美	岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
〃	亀井 晴美	岩美郡岩美町大字黒谷二九―三
〃	米山 登	岩美郡岩美町大字外邑二八一
〃	太田 弘道	岩美郡岩美町大字延興寺一六
〃	高淵 稔	岩美郡岩美町大字小田一九九
〃	瀧山 昌男	岩美郡岩美町大字小田一八八
〃	瀧山 敏春	岩美郡岩美町大字小田一八〇―一
〃	丸山 一司	岩美郡岩美町大字小田一八六
〃	丸山 道一	岩美郡岩美町大字外邑二二九―一
〃	米山 薫	岩美郡岩美町大字外邑七八
〃	太田 定男	岩美郡岩美町大字延興寺八八
〃	田中 武清	岩美郡岩美町大字延興寺三四五
〃	森田 雄三	岩美郡岩美町大字池谷二四九
〃	田中 久雄	岩美郡岩美町大字池谷三二二
〃	森田 和邦	岩美郡岩美町大字池谷一九四
〃	亀井 吉明	岩美郡岩美町大字黒谷三三―二
〃	飯野 英憲	岩美郡岩美町大字黒谷八四
〃	神谷 修三	岩美郡岩美町大字院内二四七
〃	山本 勝美	岩美郡岩美町大字院内二六一
〃	神谷 彰	岩美郡岩美町大字院内二三五
〃	上山 豊	岩美郡岩美町大字長郷一四七
〃	田中 重徳	岩美郡岩美町大字池谷六三
〃	飯野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷一〇三
〃	谷垣 敏雄	岩美郡岩美町大字外邑三五―二

平成七年三月三十一日就任

任期四年

鳥取県告示第七百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業天王原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成七年十月二十日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 鳥取西部農業協同組合	土地改良事業の名称 農村地域農業構造改善事業上道中野地区区画整理	工事を完了年月日 平成七年五月三十一日
--------------------	-------------------------------------	------------------------

鳥取県告示第七百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山東平一一四一の五・一一四一の六・一一四一の九  
六・一一四一の九八から一一四一の二〇〇まで・一一四一の二〇二から一一四一の  
一〇八まで・一一四一の二〇一から一一四一の二二二まで・一一四一の二二四から  
一一四一の二二八まで（以上二筆について次の図に示す部分に限る）、字奥山西  
平一一七三の二四二、一一七三の二四〇・一一七三の一八三・一一七三の一八五・  
一一七三の一八六・一一七三の二四一・一一七三の二四三から一一七三の二四六ま  
で・字南畑一一五七・字奥山ノ内東秋葉一一四四の一五から一一四四の一七まで・  
字奥山ノ内西秋葉一一四七の七（以上二四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山東平一一四一の一一七・一一四一の一一八（以上二  
筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

三 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山東平一一四一の五・一一四一の九六・一一四一の九  
九・一一四一の一〇〇・一一四一の一〇二・一一四一の一〇三・一一四一の一〇六

から一一四一の一〇八まで・一一四一の一〇から一一四一の一〇二まで・一一四一の一〇四・一一四一の一〇七・一一四一の一〇八・字奥山西平一一七三の一〇〇・一一七三の一八三・一一七三の二四一・一一七三の二四三・一一七三の二四五・字南畑一一五七・字奥山ノ内東秋葉一一四四の一七・字奥山ノ内西秋葉一一四七の七（以上二三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 解除の理由

排水路用地とするため

四 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の一九・一一四四の二〇・一一四四の二三・一一四四の二七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

五 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉一一四四の一九・一一四四の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

排水路用地とするため

六 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字南畑一一五五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

七 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字南畑一一五五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

排水路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第七百十六号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
- 二 作業期間 平成七年十月三十日から平成八年二月二十日まで
- 三 作業地域 鳥取県全域

**鳥取県告示第七百十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年十月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町

一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成七年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
四八二号	変更前	八頭郡若桜町大字春米字堂ノ元一七三―一地先から同大字字下クコ三二地先まで	四・一	三九七・〇
	変更後	八頭郡若桜町大字春米字堂ノ元一七三―一地先から同大字字下クコ三二地先まで	九・六	三五六・〇
		八頭郡若桜町大字春米字堂ノ元一八七―一地先から同字二二三―二地先まで	四・一	一七〇・〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第二項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県司法書士職域支部	山田博史	藤田義彦	倉吉市仲ノ町八〇六	平成七年十月三日	政党の支部 自由民主党 1以上の市町村の区域を単位とする
福留としひろ後援会	武山リサ	山口朋宏	西伯郡大山町国信五四四―一	平成七年十月四日	その他 の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党日南町支部	代表者の氏名	青戸 俊	田淵 公生	平成七年十月十七日	政党の支部
自由民主党三朝町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡三朝町大字三朝八一八―六	東伯郡三朝町大字大瀬九四七―一	〃	〃
〃	代表者の氏名	藤井 享	西村武津美	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	岡本 岩夫	岩本 君美	〃	〃

自由民主党鳥取 県ときわ会支部	主たる事務所 の所在地	米子市道笑町 二丁目二〇四	米子市万能町 六一二	〃	〃
〃	会計責任者の 氏名	玉田 徳男	山口眞佐実	〃	〃
親 邑 会	主たる事務所 の所在地	鳥取市布勢六 〇八	鳥取市新町一 〇三	平成七年 十月十七 日	その他 の政治 団体

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、  
次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	届 出 年月日	備 考
田中 宏後援会	山中 衛	益田 晃	日野郡溝口町大坂 五九二	平成七年 十月六日	その他 の政治 団体

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、  
政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、  
その要旨を次のとおり公表する。

平成七年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

◎その他の政治団体

期間	平成5年1月1日～同年12月31日	期間	平成6年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称	田中 宏後援会	政治団体の名称	田中 宏後援会
報告年月日	平成7年10月6日	報告年月日	平成7年10月6日

(平成6年12月31日解散)

(平成6年12月31日解散)

収入・支出の総額		収入・支出の総額	
1 収入総額	11,888円	1 収入総額	11,888円
(1) 前年繰越額	11,888円	(1) 前年繰越額	11,888円
(2) 本年収入額	0円	(2) 本年収入額	0円
2 支出総額	0円	2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、  
次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告  
示する。

平成七年十月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

花本 美雄	吉岡 知己	亀尾 大洋	長谷川和夫	八幡 美博	石破 茂	浜崎 芳宏	平林 鴻三	西尾 邑次	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体
鳥取県議会議員	米子市議会議員	西伯町長	鳥取県議会議員	米子市議会議員	衆議院議員	鳥取県議会議員	衆議院議員	鳥取県知事	名	親邑会	名称
花本政経懇話会	吉岡知己資金管理団体	亀尾大洋後援会 大洋会	栄和会	米子市民政策研究会	石破茂政経懇話会	芳親会	平林政経懇話会	鳥取市新町一〇三	主たる事務所の所在地	鳥取市若桜町三五	鳥取市川端四丁目二〇二
東伯郡東伯町大字徳万五九七一	米子市葭津一七七八一	西伯郡西伯町大字福成二〇九〇	米子市諏訪五七八	米子市二本木二一〇一五	鳥取市戎町四一九	鳥取市川端四丁目二〇二	鳥取市若桜町三五	鳥取市新町一〇三	代表者の氏名	西尾 邑次	平林 鴻三
平成七年二月六日	〃	〃	平成七年一月二十三日	〃	平成七年一月十八日	平成七年一月十三日	平成七年一月十日	平成七年一月四日	届出年月日	〃	〃

山脇 敏正	佐藤 誠	米井 悟	坂本 昭文	鍵谷 純三	角田 勇一	実繁 一男	福田 次芳	矢倉 強	廣江 弑
〃	〃	鳥取県議会議員	西伯町長	〃	鳥取県議会議員	米子市議会議員	西伯町議会議員	米子市議会議員	〃
山脇敏正県政研究所	佐藤誠県政研究会	米井悟資金管理団体	西伯町政策研究会	鍵谷純三政策懇話会	角友会	実繁一男後援会	福田次芳後援会	矢倉ツヨシ後援会	はじめ会
鳥取市大栂二六四一二一	日野郡江府町大字貝田三五〇	八頭郡智頭町大字智頭四四〇	西伯郡西伯町大字下中谷一五二四	米子市立町四丁目一〇五一一一	西伯郡名和町大字御来屋九四三	米子市祇園町二丁目二四一	西伯郡西伯町大字東町三一六	米子市夜見町三〇五三一二	米子市上後藤三丁目五一
山脇 敏正	佐藤 誠	米井 悟	坂本 昭文	鍵谷 純三	角田 勇一	実繁 一男	福田 次芳	矢倉 強	廣江 弑
〃	平成七年二月二十四日	〃	〃	平成七年二月二十二日	平成七年二月二十日	平成七年二月十七日	平成七年二月十六日	平成七年二月十四日	平成七年二月八日

足立 光徳	山崎 建治	矢野 英夫	福井 孝良	長谷川 和幸	武田 あみ子	吉松 充正	山崎 健一	藤田 栄治	福谷 勝三	奥田 保明	安達 俊幸
〃	鳥取県議 議員	〃	倉吉市議 議員	溝口町議 議員	鳥取市議 議員	大栄町議 議員	鳥取市議 議員	米子市議 議員	〃	〃	〃
足立光徳県政 研究所	山崎けんじ後 援会	矢野英夫後援 会	福井たかよし 後援会	長谷川和幸後 援会	武田えみ子後 援会	吉松みつまさ 後援会	山崎健一後援 会	藤田栄治後援 会	福谷勝三後援 会	新時代政経研 究会	安達としゆき 県政研究会
米子市夜見町一 七五四―一	鳥取市桜谷四五 二	倉吉市東巖城町 一八三一―一	倉吉市中河原五 三〇―二	日野郡溝口町富 江七四〇	鳥取市布勢六〇 一―四	東伯郡大栄町大 字妻波一三〇九	鳥取市吉成一丁 目一―八	米子市上後藤五 丁目七―三三	米子市東福原一 丁目二―五八	鳥取市永楽温泉 町二五二	米子市和田町三 四八四
足立 光徳	山崎 建治	矢野 英夫	福井 孝良	長谷川 和幸	武田 あみ子	吉松 充正	山崎 健一	藤田 栄治	福谷 勝三	奥田 保明	安達 俊幸
平成七年 三月八日	〃	〃	〃	〃	平成七年 三月七日	〃	〃	〃	平成七年 三月三日	平成七年 二月二十 八日	平成七年 二月二十 七日

中尾 享	大河原行省	池沢 源蔵	長岡 和好	友森 宏	小出 英一	表 雅男	植田 武人	石谷 勇雄	松田 道昭	南條可代子	戸田 重治
〃	〃	鳥取県議 議員	〃	米子市議 議員	鳥取市議 議員	倉吉市議 議員	境港市議 議員	鳥取市議 議員	鳥取県議 議員	境港市議 議員	米子市議 議員
中尾享政経懇 話会	ナカヤ政経研 究会	池沢げんぞう 後援会	長岡和好後援 会	友森宏後援会	小出英一後援 会	表雅男後援会	植田武人後援 会	石谷いさお後 援会	松田道昭県政 研究会	南條かよこ後 援会	重政研究会
鳥取市叶四四八	鳥取市宮長二二 八―八	気高郡鹿野町大 字今市九七六一 一〇	米子市永江一一 八	米子市大篠津町 四一〇〇	鳥取市若葉台南 六丁目九一―一八	倉吉市上井六〇 一―七	境港市栄町二二	鳥取市中町五二	東伯郡東伯町大 字八橋一四五五	境港市竹内町四 四一	米子市宗像七一 二三
中尾 享	大河原行省	池沢 源蔵	長岡 和好	友森 宏	小出 英一	表 雅男	植田 武人	石谷 勇雄	松田 道昭	南條可代子	戸田 重治
平成七年 三月十六 日	〃	平成七年 三月十五 日	〃	〃	〃	〃	〃	平成七年 三月九日	〃	〃	〃

山根 裕	足立利喜雄	川上 義博	前田 宏	山県 重雄	常田 享詳	本高 親雄	鳥飼 昇	梅林 稔史	安陪 峯雄	藤井 省三
用瀬町議会議員	〃	〃	鳥取県議会議員	河原町議会議員	参議院議員	江府町議会議員	関金町議会議員	米子市議会議員	国府町議会議員	〃
山根ゆたか資金管理団体	とつとり21政経懇話会	川上義博後援会	東因政治経済研究会	山県重雄町政研究会	常田たかよし政経懇話会	本高親雄後援会	鳥飼昇後援会	梅林としふみ後援会	安陪峯雄後援会	藤井省三後援会
八頭郡用瀬町大字安蔵九四八―二七	鳥取市吉方温泉一丁目一三三	東伯郡東伯町大字八橋二一	岩美郡岩美町大字岩本一〇九〇	八頭郡河原町大字今在家三二五	鳥取市元町一二一	日野郡江府町大字江尾一九一三	東伯郡関金町大字関金宿五四七	米子市三本松一丁目一一一―一六	岩美郡国府町大字神垣四五〇	倉吉市山根四三
山根 裕	足立利喜雄	川上 義博	前田 宏	山県 重雄	常田 享詳	本高 親雄	鳥飼 昇	梅林 稔史	安陪 峯雄	藤井 省三
平成七年四月十三日	〃	平成七年四月六日	平成七年三月三十日	〃	平成七年三月二十二日	〃	〃	〃	平成七年三月二十日	〃

福間 裕隆	松田 一三	小野ヤスシ	野田 修	山川 和美	岸 龍司	浜辺 千昭	生田 秀正	鉄水 幸紀	吉田 達男
〃	鳥取県議会議員	参議院議員	〃	国府町議会議員	岩美町議会議員	気高町議会議員	日野町長	鳥取県議会議員	参議院議員
新時代を考える「ゆたか」政治・経済研究会	松田一三政策懇話会	ヤスシ会	野田修後援会	山川かずみ政経研究会	岸たつし後援会	浜辺千昭後援会	生田秀正後援会	紀和会	吉田達男政治研究会
西伯郡会見町天万五五三	米子市紺屋町二七	鳥取市西町一丁目二六	岩美郡国府町大字玉鉾七〇―七	岩美郡国府町稲葉丘二丁目二二〇	岩美郡岩美町大字大谷五八六	気高郡気高町大字浜村七―一	日野郡日野町黒坂一二二五	気高郡青谷町大字青谷三八五三―一六	鳥取市扇町五七―二
福間 裕隆	松田 一三	小野ヤスシ	野田 修	山川 和美	岸 龍司	浜辺 千昭	生田 秀正	鉄水 幸紀	吉田 達男
平成七年九月十九日	平成七年六月二十日	平成七年六月十九日	平成七年六月七日	平成七年五月十二日	平成七年五月十日	平成七年五月九日	平成七年四月二十日	平成七年四月十七日	平成七年四月十四日